

みよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

みよし市長 小野田 賢 治

みよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自動車に後付け安全運転支援装置を設置した高齢者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後付け安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置であって、安全運転支援装置取扱事業者等の店舗において設置するものをいう。
- (2) 安全運転支援装置取扱事業者 経済産業省が定めた「安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付要綱」に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが後付け装置取扱事業者として認定した事業者又は後付け安全運転支援装置（以下「安全装置」という。）の製造メーカーが設置・販売について承認した事業者をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内に居住する高齢者に対し、自動車への安全装置の設置に要する費用の一部を補助することにより、運転者の安全運転意識の向上、交通事故抑止及び事故被害の軽減を図るとともに、市民の安全と安心に資することを目的とする。

(補助対象自動車)

第4条 補助対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するものであること。
- (2) 法に規定する自動車の検査を受けたものであること。
- (3) 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に次条に規定する者同一の氏名が記載されているものであること。
- (4) 市内を使用の本拠とするものであること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象自動車へ安全装置を設置する個人のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者であって申請年度末時点で65歳以上に達する者
- (2) 有効期限内の自動車運転免許証を保有する者
- (3) 市税(補助対象自動車に係る税金が自動車税の場合は、当該自動車税を含む。)を滞納していない者
- (4) みよし市暴力団排除条例(平成24年みよし市条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、安全装置を設置するための購入及び設置に要した費用のうち、補助対象者が後付け安全運転支援装置取扱事業者を支払った額(消費税及び地方消費税を含む。)とし、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の総額に10分の9を乗じた額とし、6万円を限度とする。(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回までとする。

(交付申請兼実績報告)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、安全装置の設置日から起算して3月以内にみよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 後付け安全運転支援装置設置販売証明書(様式第2号)
- (4) 設置販売費の振込みが確認できる書類(レシートまたは領収書の写し)
- (5) 住民票の写し(申請日前3月以内に発行されたもの)
- (6) 市税の完納が証明されている納税証明書(申請日前3月以内に発行されたもの)

(7) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、交付申請書兼実績報告書に添付する書類のうち、公簿等により確認ができるものについては、当該書類の添付を省略することができる。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、みよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、速やかにみよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付請求書(様式第4号。以下「交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(補助金等の返還)

第11条 市長は、規則第14条の規定に基づき補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた安全装置は、適正に使用し、設置日から起算して1年間は、補助金の交付目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売買又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全装置を処分するとき。
- (2) 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び自動車運転免許証を返還したとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(市による調査)

第13条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けた安全装置の使用等に関する調査等を行うことができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付申請書兼実績報告書の用紙は、改正後のみよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(失効)

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

4 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に、安全装置を設置した者についての第8条第1項の規定の適用については、同項中「安全装置の設置日から起算して3月以内」とあるのは、「令和4年3月31日まで」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付請求書の用紙は、改正後のみよし市後付け安全運転支援装置設置事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。